

平成31年度幼稚園型認定こども園和光幼稚園重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人鹿児島竜谷学園幼稚園型認定こども園和光幼稚園
所在地	鹿児島市東千石町21-38
電話番号	099-222-5693
代表者氏名	理事長 黒田 正宣

2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	和光幼稚園
施設の所在地	鹿児島市東千石町21-38
連絡先	電話番号 099-222-5693 FAX 099-226-3148
管理者	園長 川口公男
対象児童	満3歳児以上の小学校就学前児童
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 180人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 30人
1号認定児の選考方法	選考方法は、先着順とする。
開設年月日	平成27年4月1日

3 施設の目的・運営方針

この幼稚園は、浄土真宗の精神にのっとり、教育基本法及び児童福祉法並びに認定こども園法の一部改正、その他の法令の示すところにしたがい、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、教育・保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長のために、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- (1) 幼児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、幼児とともによりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1372.04㎡
		園庭
園舎	構造	RC造
	延べ面積	1063.83㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	職員配置数等
保育室	年少少 2室	まーがれっと組 担任1名 補助1・2名 ちゅーりっぶ組 担任1名 補助1・2名
	年少 2室	うめ組 担任1名 補助2名 もも組 担任1名 補助2名
	年中 2室	ひまわり組 担任1名 補助1名 すみれ組 担任1名 補助1名
	年長 2室	ふじ組 担任1名 補助1名 さくら組 担任1名 補助1名
	リズム室(遊戯室)	1室
	園長室・図書室	1室
	給食室	1室

5 職員の設置状況

職種	員数	職務内容
園長	1	園務をつかさどり所属職員を監督する。
主幹教諭	1	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
指導教諭	1	園児の教育・保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育・保育の改善のために必要な指導及び助言を行う。
教諭	8	園児の教育・保育をつかさどる。
常勤教諭	7	園児の教育・保育活動の補助に従事する。
非常勤教諭	10	園児の教育・保育活動の補助に従事する。
事務職員	1	経理及び庶務をつかさどる。
栄養士	1	園児の発達段階に応じ、園児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員	3	調理業務に従事する。
バス運転手	3	スクールバスの運転及び園環境整備並びに園児の安全確保に従事する。
バス添乗員	4	スクールバスの添乗及び教材作成等に従事する。

※ 当園では、添乗員を配置し、全ての教職員が園児の登園や降園を保育室や園庭で迎え、送り出すことができるようにしています。

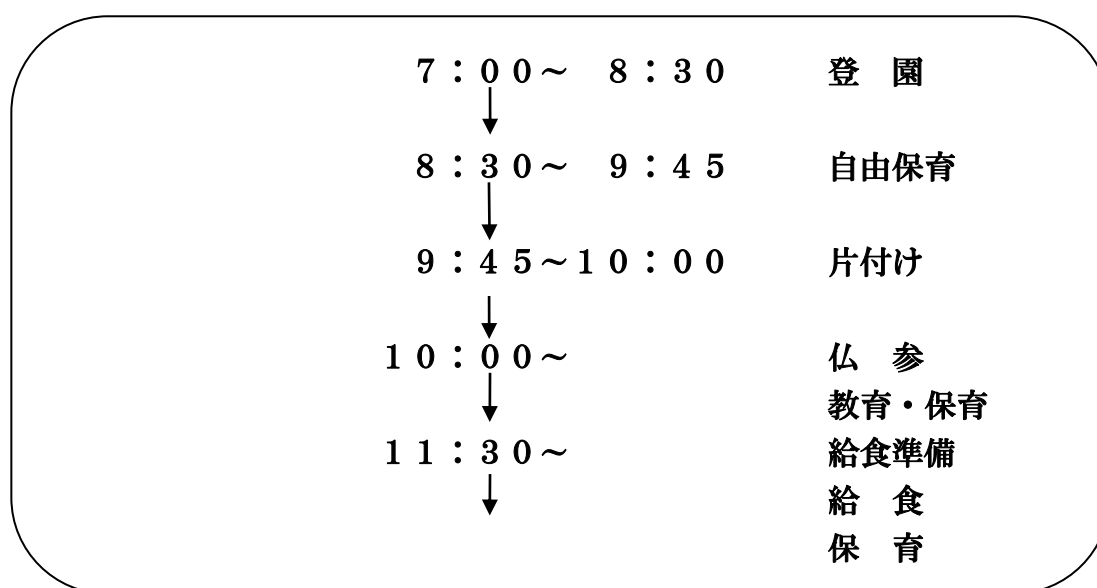
<各職種の勤務体系>

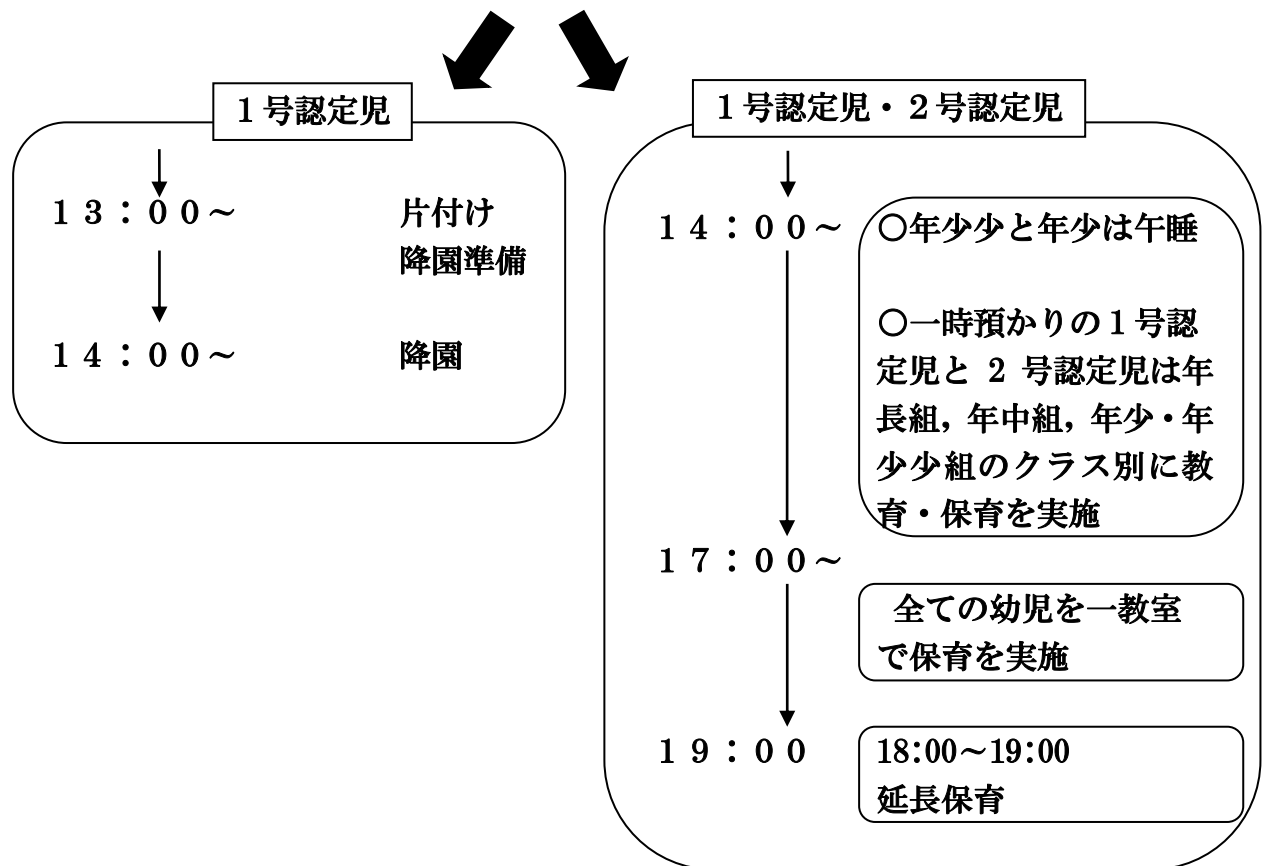
職 種	勤 務 時 間
園 長	7:00~19:00 状況に応じて対応
主 幹 教 諭	7:00~19:00 状況に応じて対応
指 導 教 諭	7:00~19:00 状況に応じて対応
教 諭	7:00~19:00の中で8時間勤務のシフト制
常 勤 教 諭	7:00~19:00の中で8時間勤務のシフト制
非 常 勤 教 諭	7:00~19:00の中で週30時間未満のシフト制
常 勤 栄 養 士	7:00~19:00の中で8時間勤務のシフト制
調 理 員	9:00~15:30の中でシフト制
バス運転手	7:10~ 9:40, 13:50~16:20
バス添乗員	7:10~ 9:40, 13:50~16:20

6 幼児教育・保育を提供する日

1号認定児の休園日	2号認定児の休園日
1 国民の祝日	1 国民の祝日
2 土曜日・日曜日	2 日曜日
3 春季休業日 4月 1日~4月 5日まで 3月26日~3月31日まで	3 12月29日~翌年1月3日まで
4 夏季休業日 7月21日~8月31日まで	4 3月30日
5 冬期休業日 12月25日~翌年1月7日まで	

幼稚園の1日





7 幼児教育・保育の提供時間

年齢区分	3歳から5歳	
保育認定	1号認定	2号認定
1 教育時間	4時間	4時間
2 保育時間	0時間 (別途徴収)	8時間 (教育4時間)
		11時間 (教育4時間)
3 一時預かり (延長保育含)	利用可能 (別途徴収)	(別途徴収)
4 開園時間	7時から19時 (最長12時間)	
5 教育時間	10時から14時	保育短時間 8時間
		10時から18時 (最長8時間)
		保育標準時間 11時間 7時から18時 (最長11時間)
6 共通時間	10時から14時 (4時間)	

※ 運動会、お遊戯会、音楽会は日曜日

最終登園時間：9時30分

バス通園児以外は、都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきますようお願いします。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上述7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 体育教室（毎週木曜日）

(3) 毎日E T V「えいごであそぼう」視聴10分

(4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

（2号認定児は、朝のみの利用可能です。）

(5) 食事の提供

1号認定児は月曜日～金曜日、2号認定児は月曜日～土曜日

（1号認定児の土曜日の一時預かりの給食は200円徴収いたします）

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 保育料等

(1) 入園時の経費

ア 入園手数料 2,000円（入園申込書提出時に納入）

イ 保育用品代（個人用） 5,000円程度（入園後に集金）

ウ 制服・帽子・かばん代ほか 25,000円程度（面接時に注文）

(2) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

保育料		金額	納期
満3歳から5歳	1号認定	鹿児島市が定める額 限度額 23,000円 0.5（11,500）	毎月10日まで （所得に応じ市が定めた額） 途中の入所の場合は、 日割でなく月額保育料
	2号認定	鹿児島市が定める額 限度額 30,300円 0.5（15,100）	
2歳児	その他	20,000円（給食費を含む） （鹿児島市私立幼稚園協会が定める保育料の基準額） ※ 一時預かり事業	

《保育料の減免》

ア 教育標準時間認定の1号認定の子どもは、満3歳から小学校3年生までの範囲で第1子を1.0、第2子を0.5、第3子以降は無料とする。

イ 保育認定の2号認定の子どもは、満3歳から年長までの範囲で第1子を1.0、第2子を0.5、第3子以降は無料とする。

《保育料の納入》

※ 毎月10日に通帳から引き落とされます。(10日が休日の場合は翌日)ただし、4月分の保育料は4月20日(金)に引き落とされます。

その他：父母の会費、体育教室代、スクールバス代、給食費、アルバム代(年長のみ)

(2) 給食費(月額)

1号認定児 3,700円

2号認定児 600円(主食費)

2歳児体験児 0円

(3) スクールバス代

往復 1,400円(片道 700円)(降園バス利用は1号認定児原則)

(4) 父母の会費 500円

(5) 体育教室代 250円(2歳児体験児, 満3歳児不用)

(6) 一時預かり保育料

平日(14:00~18:00) 200円

延長(18:00~19:00) 150円(1・2号認定児)

休業日・土曜日 600円(含 給食費含) 2週間前：翌月分出席確認
午前200円, 午後200円

10 利用契約の終了に関する事項3

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 幼児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	植村病院
医 院 長 名	植村 健
所 在 地	草牟田1-4-7
電 話 番 号	099-222-6925

(2) 歯科

医療機関の名称	仲町歯科
医 院 長 名	牧角新蔵
所 在 地	中町 3-12-1-2
電 話 番 号	099-226-6888

(3) 薬剤師

名 称	逋信病院
薬 剤 師 名	山王菜穂子
所 在 地	下伊敷1丁目12-1
電 話 番 号	099-223-6013

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 川口公男、主幹 宮園 貴子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 099-222-5693 F A X 099-226-3148 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	---

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎学期1回以上実施します。

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	200円

その他「幼稚園賠償責任保険」「幼稚園団体傷害保険」「体験入園児傷害保険」「スクールバス傷害保険」に加入しています。

園管理下の事故に係る病院での治療費等多少にかかわらず、全て園または保険会社で全額負担いたします。また、日本スポーツ振興センターは10年間にわたり治療費、入院費、後遺傷害見舞金等を支給してくれます。

1.6 園内での与薬

職員による与薬については、医療行為にあたるために原則として禁止されています。しかし、医師が処方した薬で、医師の指示でやむを得ず教育・保育時間中に与薬が必要な場合に限り、提出していただいた「与薬依頼書」に基づいて取扱います。

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

同 意 書

当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

学校法人竜谷学園
幼稚園型認定こども園 和光幼稚園
園 長 川口公男

私は、本書面に基づいて幼稚園型認定こども園和光幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成31年 月 日

保護者住所 _____

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

園児から見た続柄 _____

重要事項説明書については、施設の担当者が運営についての重要事項を説明したうえで、保護者からの同意を得て、保護者が署名又は記名押印したものを2部作成し、施設と保護者が各1部ずつ保有することを想定しております。

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
〇〇に係る費用		月額 円
△△費		月額 円
□□費		年額 円
遠足に係る交通費	公共交通機関（地下鉄，バス等） その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）

<例>

- ・ 1号認定子どもに係る給食費
- ・ 2号認定子どもに係る給食費（ただし，幼児主食費に限る。）
- ・ 〇〇行事に係る費用

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

月額 〇〇円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

月額 〇〇円

※ 時間外保育料については，月額の設定ではなく，以下の例のとおり1回当たりの利用料設定とすることも可能です（この場合，各園の設定した保育短時間認定に係る利用可能時間帯等を踏まえ，時間外保育料を設定してください）。

ア 7時から9時まで利用した場合 1回あたり 〇〇円

イ 17時から19時まで利用した場合 1回あたり 〇〇円

注： 同じ日に，アの時間帯（7時から9時まで）とイの時間帯（17時から19時まで）を共に利用した場合については，それぞれの時間外保育料が必要となります。

- (2) 送迎用園バス代（車両費，燃料費） 〇〇〇〇
- (3) 布団リース代（実費分） 〇〇〇〇
- (4) 〇〇〇〇

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。

・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

〇〇こども園

園長 □□□□ 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：